

結びの章 組織・企業の不規則活動の生む
家庭と近隣共同体の劣化と不安の増大

《結びの章・目次》

- 一 少年事犯の増加と性質の変化
- 二 家庭と近隣共同体の劣化
- 三 日本の戦後の社会のあり方の変容
- 四 相互尊重、相互依存、相互貢献を重要視する状態への回帰への道
- 五 各課題についての若干の考察
- 六 エピローグ

一 少年事犯の増加と性質の変化

一九九七年九月の警察庁の少年非行の概要によれば、九月時点ですでに前年一九九六年一年間の逮捕・補導少年数が上回ったことが報告された。しかも前年一九九六年は過去一〇年間で最悪の少年の逮捕・補導数を示していたのである。さらに、凶悪事件（殺人、強盗、婦女暴行、放火事件）での少年で補導・逮捕された員数は前年同期の一・五倍で、しかも前年一年間の一、四九六人を九四人も上回ったのである。また、酔客等の中年者を複数少年で襲ういわゆる「おやじ狩り」の事件や、ホームレスの人々を強盗する事件すらみられ、強盗事件での補導・逮捕された少年の数は前年同期に比し、五四パーセントも増加し、二六年ぶりに一千人台を超えた前年をすでに上回っていた。

一九九七年一二月に警察庁生活安全局少年課が発表した「平成九年一月から一一月」の「少年非行等の概要」の示す凶悪犯罪についての結局は一九八一年以来最悪の事態となった。一九八一年以来減少に転じ一九九〇年に底を打ち、それから徐々に増加していた遷移は、ついには一九九四年から上昇傾向を示し、とりわけ一九九五年からこの二年間の増加率は直線的といえるほどの異常さを示している。

一九九七年一月から一一月までに凶悪犯で逮捕・補導された少年は、一九八一年の数、つまり二、〇〇〇人弱であった数を超え二、〇八五人に上っている。刑法犯で逮捕・補導された少年数は一三万九、八六七人で前年の年間補導人員を約六、〇〇〇人上回り、少年千人当たり補導員数は一九八八年同期の一四・七人と並び最近一〇年間で最悪となった。まさに、「少年非行の深刻さの進展は急速で、戦後第四の上昇局面を迎える」ことになってしまった。つまり焼土と化した第二次大戦後の社会の極限状況にあった一九五一年、性犯罪が急増した六四年、暴走族やシンナー遊びが社会問題となった一九八三年について第四の上昇局面を迎えてしまった。

過去三〇年間の年間補導人数を上回って見せたのは逮捕・補導人員が一、五三五人に達した強盗であり、とくに中学生については前年同期を八七パーセントも増加し、一八一人となった。また、「小遣稼ぎ」に行う少女売春も最悪となっている。

一九九七年の厚生省の「麻薬、覚せい剤行政の概要（麻薬白書）」も、この二年間の未成年者の覚せい剤取締法違反で摘発された人員は前年比三三・一％増の一、四七二人に上ったことを示している。

厚生省の他、警察庁、税関（大蔵省）、海上保安庁の統計を基に纏められたもので、昨年一年間の覚せい剤取締法違反摘発者数は成人も含めて総人数は、前年比一三・三パーセント増の一万九、六六六人、つまり、ほぼ二万人に達している。

未成年者のうち増加の著しいのは高校生についてであった。前年の二倍以上の二五〇人となり、性別からみると、女性が全体で四六・五パーセントを占めている。暴力団関係者の全体の摘発者数で占める割合は四〇・四パーセントと前年比二・四ポイント下がり、まさに、今日では、暴力団も関係してはいるが、それだけでなく、一般市民が外国人から街頭で外国人から覚せい剤を購入する事例が増加してきているのである。

覚せい剤の押収量も前年比七倍余の六五二・五キログラムに達し、調査を開始した一九五一年以来、一九八七年の七〇二・七キログラムに次ぐ量であった。一九五一年当時は国産の覚せい剤の使用が目立つ、第二次大戦敗戦後の混乱期での「ヒロポン」の使用が目立った年であった。一九八七年頃からは、香港、台湾、フィリピン、韓国ルートによる輸入が問題となったが、今日では、それだけでなく、滞在外国人が就業できないため来日して主として中国で製造され、わが国に密輸される覚せい剤等を販売する事犯、とくにイラン人の事例が目立っている。しかも、薬物の押収は、海港であれ、空港であれ、きわめて困難で、最近では、日本領海沖の公海での接触大量密輸が行われていたり、取締の厳しい空港を通過した「安全ルート」と称して、米国等に輸入されている事例も増加している。単に暴力団に

よる薬物密輸入事件だけでなく、中国の「蛇頭」に代表される密入国者の就業の困難さが、外国人犯罪を増加させ、それが組織的な外国人の覚せい剤の一般人への販売等ともつながっていると予測されている。

このように、未成年者の売春、凶悪事犯（おやじ狩り等に代表される成人への尊敬心を全く失った犯行）、毎日の生活の「つまらなさ」に由来する「薬物自己使用」や「依存症」の増加は、家庭の崩壊、家庭での少年ケアの環境の劣化を示している。

世界的比較によれば、量的には一定人口当たりの犯罪とりわけ凶悪事犯の日本での低さは、まだ十分に維持している。しかし、未成年者の凶悪犯行に出る機会の増加、成人に対する尊敬心の全くの弱体化、少年の売春や覚せい剤使用の増加をみると、未成年者の非行の「質的」劣悪さが目立ち過ぎている。

二 家庭と近隣共同体の劣化

世界的にみてもこのような家庭環境の劣化に主として原因を発見できる「未成年者」の犯行の質的悪化を通して、社会問題として家庭の問題を今や真剣に考えざるをえない。

今、「世界的にみても」と表現した。そのことは、日本が成人についても未成年者にとっても、凶悪犯罪が増加傾向、むしろ激化傾向をみせているとはいっても、先進国とりわけ欧米諸国と比較し、又、途上国と比較しても、人口当たりの凶悪犯罪の発生数や一般の犯罪の発生数が、大幅に低い国であることも事実である。このことは、日本人も外国人とりわけ日本在住の外国人（とくに識者と呼ばれる人々）が銘記しておくべきことであろう。

歴史的にみても、治安の良好であった日本が、ここ数年、とりわけ一、二年、犯罪の凶悪化と若年化と企業犯罪の激増という傾向に直面している。このことを、もっと深刻に受けとめておくべき、だとわたしは考える。

あまり、科学的なものとは言えないが、わたしの今までの若干蓄積した知識と僅かな経験（生後六十余年の）にもとづく、一種の「直観」とみられてもよいが、第二次大戦後の焼土と化したあとのとりわけ都市での犯罪や少年非行の激増期から、豊かな社会といわれる今日にいたるまでの住環境や社会での人間の接触の仕方の変な変化を観察してきた「直観」から若干の感想と提言を試みてみたい。

このような結果を招来したと思われる周辺事情の若干に触れてみよう。

(一) 大戦後の貧困、失業、産業の破壊、輸送機関や施設の崩壊は、まさに「未曾有」のものであった。一九四八年に東京駅のプラットホームからは、浅草までが見通せたといえ、東京の破壊の状況は判然とするだろう。

たしかに、上野周辺を中心にした同年輩の「浮浪児」は多く群がっていたし、上野、新橋、新宿の闇市も、敗戦後に貨車で強制退去を命ぜられ、強制帰国を命ぜられた旧満州在住の日本人が、強制移動のために降車を命ぜられた満州の市街に、にわかづくりで出来上った「闇市」とそうは変わらない様相を呈していた。

このような大都会の見知らぬ人々がごったがえす闇市と焼け野原の中でさえ、ほとんど東京に不案内な来日直後の一人で行動する中学生が身の危険を感じたりしたことは全く無かった。乗車すべき駅や行くべき百貨店等への道筋を問うた人々は、丁寧かつ親切に教えてくれた。

一九六〇年代の大都会ニューヨーク中都市ニュー・ヘイヴンで感じた不安とは、およそほど遠いものであった。

たしかに、当時の統計は、日本での戦後の犯罪の激増を示している。貧困を理由とする窃盗、脅迫、恐喝、売春といった犯罪、覚せい剤事犯も、日本軍の「神風特攻隊」など、どこの国の軍隊でも恐怖心から兵士を遠避けるために多用した「薬物投与」の影響も残っていたため、多発していた。闇市や盛り場の利権を求めた外国人組織集団との対決で、「銀座警察」などと呼ばれる日本人の自警の限度を超えた暴力団が結成され、多くの殺傷、凶悪事犯を発生させていた。

大都会東京でも、また中都市浜松でも、焼け跡に出現した空地野原や自然の河川、野原の中で、多くの年齢を問わず、職業、貧富の差を問わず住民との日常の親しい触れ合いの中で、子供は草野球やバット採り等に熱中して、何の危険も感じなかった。空腹は、他人の屋敷に植生していた果物、友人や街の人々が、只で下さる「おむすび」や「パン」などで満されることが多かった。

統計的にみれば、貧困はまさに犯罪の第一原因であった。しかし、日常、共同体の中で生活して、年齢を問わず、同一共同体の中で生活している人々が何百人何千人という数に上ったであろうが、ほぼ、お互の素性と背景を知り合っていたので、そこには、全くといってよいほど不安感や滞ってはいなかった。少くとも中学生の年齢にあったわたしにとっては、そうであった。友人の家に招かれそこに何日か投宿している間に、友人の家の周辺の共同体の人々との接触もすぐに始まるという状況がそこにはあった。

一方で、街区の清掃は朝の皆の日課であったし、学校の清掃（便所掃除も含めて）、破損箇所簡単な補修、グラウンド整備、昼食時の湯茶の運搬は、貧富の差なく、全校生徒の役割だった。放課後の草野球、川での魚採り、などでは、親切な町の若い人達の手助けを受けて、日暮れまで続けられた。夜になっても「当直」で学校で一晩過ごされる先生の許を訪ねたり、大人と「読書会」を開いたりして、ここでも貧富の差の全くない人間の接触が行われた。草野球、魚採り、山に入っている野鳥の採集（めじろ捕獲など）——今では法律で禁止されている、兎等の小動物を育てるための田の「れんげ草」を含む多くの雑草の採集をする子供達の周囲には常に、他の友人の目や、周辺の農民や町の人々の温かい、いつでも助けてやるといった目があつた（今では、この街の人々の目を監視の目といって嫌い、おそらく子供達はプライバシー侵害と言うのかもしれない）。

家庭の中でも、当然ながら、家族全員に役割分担があつた。子供の役割は、主として、拭き掃除と「お膳立て」か「後片付け」で食器を台所、洗い場に持ち返ることだった。野球の得意な子供は不得意な子供に教え、学科が少し進ん

でいる子は、少し遅れている子に教えることも、子供の間の役割分担だった。魚の釣り道具の作り方、藁草履の作り方、稲刈りの仕方また、得意な農家の子供がそうでない家に育った子に教えるために引き受ける役割であった。しかも、そのような子供の役割分担を果たしている様子を、静かに温く見ながら教導してくれる多くの大人達がいた（今では、おそらく、誰でも大人がしていたこのような役割は、「ボランティア活動」などと呼ぶのだろう）。このように、貧しい中でも、貧富や職業の差なく、学校を中心とした一つの共同体を作っている住人が相互に、それぞれの役割を果たしながら接触し合った日常生活が、今から僅か約五〇年前の日本で営まれていたのである。

農繁期に農家の友人を訪ねたときの、その友人の農民としてほぼ一人前に働く姿に、学校では見ない責任感の強さと逞しさを感じたことも忘れられない。

この当時、子供は家庭と近隣共同体を通して、まさに「役割を果たすこと」の重要性を知らず知らず身に付け、社会化されていった。学業、スポーツ、家業での働きぶり、弟妹の、面倒見等々に見た他人である友人の果たしている役割の重要さと、その責任感の強さに、各人それぞれ違った立場で、互に尊敬し、助け合う状況が、そこにはあった。

「祭り」、とくに農業収穫後に行われる「祭り」での共同体の、祭りを成り立たせるための役割分担は、貧富、技能、年齢を超えて、実に計画的で整然としたものであった。この中で、社会化やルールや、学校ではみられない異性同士の交流のルールも身につけることができた。

今、想いつくまに断片的に綴った敗戦後日本の伝統的なインフォーマルな共同体のあり方は、如何に都会人に「村的で遅れている」と口さがなく言われようと、共同体の構成員相互間に協力と相互尊敬の「こころ」をおのずと育んできていた、と確信をもって言える。

というのは、そのような共同体のもつインフォーマルなルールの中での役割分担の自覚の成長のなから生まれた

連帯感を失った社会の状況下で、今、大きな不安に襲われている「近代都会人」（自分も含めて）の姿を実際に体験しているからである。

第二次大戦直後までの日本には、子供は大人と異なるが、子供に徐々に役割を与え、その役割責任の自覚の内容が年齢ごとに異なっており、大人のものにステップアップしていくことと、おのずと子供達に身につけさせる人間の共同体での社会化のルールがあったように確信する。市街の家並みは、種々の職業の者が交り合い、金持ちと貧しい者が、ほんの近くで共に生活し合い、互いの家庭の生活のあり方を「ほど良く」知って、連帯感を持ち合わせていたと思う。その連帯感は、「階級」や「身分」や「貧富」ではなく、まさに「近隣」という「場所」に育っていた。そのことは、とくに子供の間に強かった。すぐ隣の共同体の子供に自分達の共同体の構成員の子供が「いじめられ」と、二つの共同体の「悪がき」仲間での喧嘩が「ルールに即して」行われた。成長すると、接触する人間の幅が広がる。そこで、同業者の全国連合会や、同業者の地域同業者仲間間の交際が始まる。このように職業集団の重なる領域と近隣共同体のルールの及ぶ領域は、大人の段階になれば、ほど良く、相対的に独立し合い、扶助、補完し合う関係にあった、といってよいだろう。少くとも断言できることは、日本の伝統的な社会の構成のあり方は、西欧や印度のように、けっして「階級的」「身分的」な分断によって、差別的役割が強調されるものではなかったということである。このような日本文化の伝統の中で、相手を押しのける、「汚ない」競争よりは、相互補完、連帯のセンスのほうが強かったといえるだろう。

この第二次大戦直後から少くとも一〇年間ほどは、日本に一般的であった人間関係のあり方の特徴を、誤解を恐れずに少し示してみよう。

(二) (1) 第一は、何といっても、「近隣共同体」という「場所」を中心とする連帯が人間関係の中核であったことである。この「場所」という概念は、たんに地理的な概念にとどまらず、その地域を離れることを、何らかの理由で余

儀なくされた者にさえも残りつづける「連帯」いわば「ふるさと」(故郷、古里)の概念である。自然や祭りや、ルールを身体に想い出す、近隣共同体とその周辺事情を包みこんだ、各人に、その全体を守るための「役割」を「インプリント」した、「他」との相対的独立性と自律性をもった「概念としての一種の財産」「intangible property」である。

(2) 第二は、他の近隣共同体との相互独立、自律を認め合いながら接触、共存する「財」や「財貨」を生産するための「パートナシップ」の形成である。子供のときは、若干「排他的」だが、若干広域の地域に行き亘っている「信仰」「宗教教団」「職能共同体」、いわゆる「親類縁者」、「スポーツの他流試合」等を通じた、各単位地域の自律性を認め合う、独自性を認めあう「おのずから」の調整機能を維持するルールの存在が、このパートナシップの網をつくり上げていた。

(3) 第三は、核家族でない、「大家族」「extended family」という家族形態である。農業、漁業、商業等々といった「家業」は、日本では、ほとんど必然的に「大家族」少くとも三世代や四世代の同層又は相互協力機能をもつ家族意識を支えていた。この家族形態こそが、家族各人の役割意識を育み、調整作用もそのなかに入っていた。子供と親の対立は、祖父母や伯叔父、伯叔母等の仲介や庇護によって、大きく緩和された。役割自覚は、人々に衝突、紛争時の「逃避場所」さえ提供し、各人の役割の自覚が回復するのには「時間」の余裕の助力であった。

この家族、大家族という概念は、一世代の子供を育てるだけの、別の社会制度(企業が今ではその典型である。企業や国家)の一部分を構成するというよりも、この大家族の概念、大家族を支える意識の「拡張、延長」に近隣共同体や、職能共同体が構成されていたといってもよいだろう。

そのとき、つまり延長の元になった家族の中心は、ウェーバーが歴史の発展に示したような、「家父長制」や、ましてや「アジア的専制」の機能などは持ち合わせていなかった。むしろ、中心の核にあったのは、日本の大家族では、まさに「母性」の包容力であり、自分の役割を果たさない恥の意識を詫び、許しを乞うことでつぐない、その母性の

なかで、対立者が、再びその役割を自覚して果たし直し合う「調停者」のような「姿」であった。母性と今表現したが、日本の当時まで残っていた社会意識、共同体意識では、その役割を演ずるのは「父性」でも「母性」でも一向にかまわなかった。むしろその双方のバランスのとれた混合がその役割を果たしたといえるべきだろうか。大家族の延長に近隣や職能共同体が形成された(概念としては)ので、家族に新しい刺激を与えてくれる他者を極端に排除するものも少なかった。この大家族の最大の課題は、大家族の特色を持ち合わせた「後継者」、つまり「子供」の養育であり、成長の援助であった。日本では、古くから「子供は社会の宝」といわれてきた。子供の発達への援助は、たんに大家族だけでなく、近隣共同体全体の関心事であった。したがって、そのための多くの制度や儀式があった。今日でいう、「個人のプラヴァシー」と呼ばれる自由や場合によっては放縦さのセンスを守るところに欠けたところはあったが、共同体の構成員とくに後継者とその周辺について「ほどほど」の「個人」情報が共有できる仕組みは、子供の成長、家族、共同体構成員相互の扶助、協力、援助には不可欠であった。

(4) 第四は、まさに、一定の広がりでの共同体での各人の役割の分配と各構成員に関する情報の共有が特徴に挙げられるだろう。情報の一部偏在が「権力」を生むことは、今では十分に知られている。そうだからこそ、徳川幕藩体制は「依らしむべし、知らしむべからず」を基本とし、明治以降の政府も長く、情報の政府保有を基本としてきたのだろう。だが、中央政府の強く厳しい支配を離れた、近隣共同体は、しぶとく情報の共有をしつづけていた。

(5) 第五は、子供は、学校だけで育てられるものではなく、大家族や家庭で、そして近隣共同体の目の下、悪く言えば監視の下、お節介の下で、自分の役割を自覚し、それを果たすように社会性を身につけつづけてきたところにも、大きな特徴があった。

三 日本の戦後の社会のあり方の変容

この「未曾有」の貧窮期、経済的破滅状態にあった第二次大戦敗戦直後と経済的に豊かな社会における、いわゆる「戦後第四の犯罪・非行の上昇局面」とでは、それでは、家庭や共同体の周辺環境と其中的の少年を含めた住民相互の人間関係はどのような変容を示しているだろうか。一九五一年には大戦後第一回目の少年非行の高まりを示したという。先述したように、わたしは中学校の延長の新制高校での生活を送っていた。そのときの少年非行の増加も、第二次大戦後に世界に蔓延した犯罪と少年非行の上昇局面で、日本では、激動期の激増を経験したが、他国との比較でいえば、日本の犯罪と少年非行の状況は相当に世界水準を下回るものであった。そして、先述のような、伝統的な「文化」、基本的な人間関係についての意識は、共同体意識を中核とするものであった。

家族との食事は一家全員が共にし、一家共に夕飯を済ませ、一家団らんの一時を過ごしたのち、皆で就寝し、朝も早くから起きて、家族それぞれの役割を済ましたのち、互に朝の挨拶を終えてから、一家全員で朝飯を共にし、それぞれ学校に登校したり、親は出社したり、農作業や商売に手をつけたものである。そして、日本全国各地にそれぞれの中小的各個人の農業、商店、大工、仕立屋等々の相対的に独立し、自律し、信用を基礎とし、近隣共同体のなかに融け込んだ産業が広く分布していた。特別な「企業城下町」は別にして、産業や企業は近隣共同体のなかに融け入っていたと表現したほうがよいだろう。

ところで、今日の日本の産業や企業のあり方と近隣共同体や家庭との関係は、戦後直後の状況とは全くといってよいほど変容してしまっている。組織化、分業化の極致、経済成長を支える社会基盤の整備、つまり都市化現象と経済の国際化、ボーダレス化、地球規模での展開現象が、この変容の理由であるといわれている。この大変容を支えたの

は、まさに「技術」の革新であった。

第二次大戦後一九六〇年に入って、つまり、わたしがすでに大学を卒業して法律学者、法律家として出発して数年を経た時代には、各地方の「進学校」と呼ばれる卒業生の大半を大学に送り出す高校の卒業生とその家族の希望は、大学卒業生が公務員か大企業のサラリーマンとなることとなっていた。地元の近隣社会や家庭からの離脱、田舎の古臭い生活習慣や人間関係の尻尾を断ち切ることが、何か「日本に通用する」西欧流の生活に入って、自分の輝きや個性を発揮することのように思われていた。

一九六〇年代頃から、よく言われたのは「マイホーム」主義からの離脱であった。つまり、経済成長のためには、企業での役割が最重要だとされた。子供の養育も、「学校」、「教育」に中心が置かれ、家族や近隣共同体のお節介は、PTAに封じ込められることになった。

子供の役割は、家庭での日常生活よりも、大きくみれば、日本の経済成長を支えるために自分の学力と能力を高めることに求められた。つまり、進学競争のなかで、自分を示すことが第一とされ、子供は家事を手伝う役割、自然の草原で仲間と遊びながら社会性を身につける役割などは、重要視されなくなってきた。

このような家庭の役割の変容は、核家族に残っている唯一の人物である母親の「教育ママ」への変身か、進学競争の敗者の子供との連絡の断絶であった。学校以外に、近隣社会の人々は、その地域の全ての子供の成長、発育に関心を寄せることなどはなくなっていた。却って、他人の子供の嫌や社会行動に注意しようものなら、苦情を申し入れられるようなこととなった。子供は、核家族の所有物となり、よく言われるように、「学校の人質」とられたのである。

核家族での父親の役割と存在も大きく変化した。その最大の原因は、職住分離と父親を雇傭者としてだけ活用し、家庭や地域共同体での役割をほとんど無視する企業や雇傭事業の体質（エトス・カルチュア）に求めることができる。

性犯罪が、わが国で急激した一九六四年前後は、中学卒業生を「金の卵」として集団就職させた時期であった。中学卒業生は、住みなれた共同体と家庭を離れて、中小企業等に就労していった。農村の働き手は、とくに地場産業が少なく家庭の近くで就労できにくくなり、年間出稼ぎ労働に長期を過ごす。

都会の就労者は、郊外の団地や新興開発住宅の人的関係の薄い地域に家族を住まわされて、一時間、二時間の電車通勤を要求され、企業や就労事業への忠誠を強く求められた。

これらの社会共同体や家庭の変容を余儀なくさせた周辺事情のうち、最大のものは、まさに、「経済成長」という目標であった。

よく、日本の村落共同体の後進性が、経済成長したのちに、西欧型社会になりきれず、個人の自律性や同一性意識を弱めていると、西洋中心に基準を立てる多くのコンメンテーターが指摘してきた。はたして、本当にそうなのだろうか。

農村では、少くとも自作農は、他の協力を求めつつも、相対的に独立した農業計画に従事する。しかも、多品種農業を特徴としてきた日本では、農民は農業「経営」を多角的、多面的に樹立し、まさに「百姓」として百ほど多数の農産物の育成・栽培について知識をもち、その多品種育成・栽培についての調整をみずから行う「百」もの能力をもたなければならなかった。篤農家の協力が一地方の特産品を育成栽培し、その一地域の結束と協力、指導、相互扶助の態勢があった事実は、第二次大戦直後の日本を知る者にすら記憶に残っている。それに対して、系列・子会社を裾野とする国際的に企業展開することになった、戦後成長期の日本の企業のエトスは、これだけの個性と対等な相互扶助を支える個人を生み、育てることは少なかった。

周囲の者と「横並び」意識が強く、「出る杭は打たれる」という、日本の特色といわれる生活意識は、「日本的」であるかどうかについては大いに疑問だが、日本的だとしても、農村共同体や中小都市でのまた大都市での職住同一の

特徴をもった日本の都市共同体での「横並び」意識と、高度経済成長下での横並び意識との間には、大きな違いがあるのではなからうか。

経済成長後の企業中心社会では、企業、中心企業への忠誠と依存を強め、企業以外のものを、ほぼすべて「手段」とした、個人の自律性を大きく弱体化させる特徴をもっていたのではないか。その点では、日本と先進国との間に、それほど大きな相違がなかったのではなからうか。とりわけ、企業統治にあつて雇傭の安定を中心とする特徴をもつ、西欧大陸の都市、企業文化との間に、それほど大きな相違はなかったのではないか。

これだけの経済成長を遂げながら、外国対比では比較的、しかもかなり大幅に安全と感ぜられてきた日本社会の特徴こそ、どこにあつたのかが見究められるべきだと思う。

そこには、むしろ、個性を欠き、先進性を欠く原因だとされてきた、日本の伝統的な相互尊重、相互依存の生活意識、つまり「家庭・家族関係の重視」「同一職能集団の協同意識」こそが、その特徴の一つに挙げられないであらうか。逆に言えば、家族同士のお節介、他の家族や他の共同体に恥じることがないように努める意識が、家族や同業者や顧客を大切にする尊重・恥の意識を生み、共同体の連帯を育ててきたのではなからうか。たしかに、伝統的な、この意識のなかで、軽視される傾向の強かった「女性」の自律性を認識し直す必要は高い。だが、相互尊重、相互扶助、他人の家族や他の共同体の独立を認める「メディア」となる「恥」の意識によって成り立って来た、伝統的な日本の生活様式と生活意識を全て、丸ごと捨てるのは愚かであらう。まさに「たらいの水を流して赤子を流す」愚かさがある。ここにはみられないであらうか。

このような経済成長後の企業が家庭や地域共同体を大きく軽視し、企業に忠誠を誓い、そこから得た所得で、外観は全く横並びの画一的な家の建ち並ぶ、アメリカが戦後選択した住宅開発地域に住みながら、相互には近隣共同体意識をもたずに、各人の所属する企業や学校にだけ帰属感をもつという、「横並び」だが、「相互には交渉の少ない」社

会での生活意識と、日本の伝統的な「村意識」「下町意識」とは大きく異っている。

相互の交渉の薄さは、家族の意識の分裂を生む。父親にとっては、自分の帰属する企業や事業所に、妻や子供のもつ弱点は知られたくない。企業は、それを弱点とみて、けつして補ってほしくないことをよく会社、組織人間である父親は知っているからである。母親にとっては、隣りと同様の生活を送りたい。これが中心軸である。子供の成績不良や夫の出世不足は、この中心軸から計測すると、大きな欠点である。子供の中心軸は、「学校」という閉鎖された集団での自分の地位である。

このようにして、家庭は、一見、同一の屋根のなかにいるようにみえて、全く相互に無縁である。したがって、学校の成績以外で子供の日常生活に家族が関心を寄せることは少なくなり、互に協力することは少くなる。相互尊重と相互扶助が必要だと感じ、自覚するのは、家庭が崩壊の危機に瀕する「最終に近い」段階である。

「経済成長」という実生活の感情や心の触れ合いには直接には関係のない基準を中心とする社会の脆さは、ここにあるようにも思える。破綻に直面しなければ、それ以前の人間の相互尊重の協力の重要さを忘れがちだという点である。つまり「結果主義」のもつ弱点である。

今日の日本での父親の家庭での役割の変化と弱体化は、まさに、この「結果主義」にその原因があるように思える。村社会、下町文化は毎日がお節介の文化である。そこでは毎日の生活のルール、生活意識という連続したプロセスとその瞬間の「行為」が評価される。

このようにみると、日本の現在の社会は、けつして「村社会」や「下町社会」の延長ではなく、まさに、その「伝統」からの断絶にある。そして、そこに、最近みられる「安全」の崩壊の危機があるように思われる。

そして、このような安全崩壊の事情は、もしかすると、何も日本独特のものではなく、伝統的な安全を守るうえで大切な相互尊重、相互扶助、お節介による「行為」に対する評価から離れ、経済的成長という「結果」、地位の向上と

いう「結果」主義を評価の基準に採用した世界のあらゆる地方、近隣社会に共通するものではないだろうか。

長く伝統・因襲に支配され、その合理的全体像を探究することよりも、因襲に拘束されていた状態から「個人」を自律させる近代の出発は、当初は「まばゆい」ほど輝いていた。排外的で、普遍性を欠く因襲の否定、個人の自律した計画に従った、従来の行為基準とは別の計画に従った評価基準への移行が、計画のもたらす「経済的成果」という結果の合理性と、普遍性を重視する強い傾向を生んだ。

離陸した当初は個人とその自由・結果・計画を標榜する「分業」は、個人に社会に対する貢献の機会と社会性を自覚的に身につける積極的な「正」の意識を育んだ。ところが、計画と結果主義（極端功利主義と言ってもよいかもしれない）、「行為の自由への幻想“speculative expectation”は、「計画」「投機的計画」に従った、企画・計画に参画できない個々人の「企画・計画」への隷従感を生む。隷従感から心理的に解放されるために、不必要な「向上心」と「結果」を性急に求め、他人を手段とするエトスが、とくに企業組織のなかで芽生えた。個の重視、伝統保全からの離脱は、極端に、ここまで来ると、個人相互の社会性を大きく掘り崩し、あまりにも、自己又は結果満足を求める行動様式を生み出してきているのではなからうか。

四 相互尊重、相互依存、相互貢献を重要視する状態への回帰への道

(一) 個人の参加、退出の自由を大幅に認める「市場」原理ですら、市場が公共性をもつ以上、他人を犠牲にして自己が不当に利得する活動を否定せざるをえなくなっている。つまり市場は、一種の公共財であり、指摘したような活動はフリーライダーの行為だからである。それ以外の社会の諸制度は、市場が求めるより以上に、その制度にかかわる多種多様なステイク・ホルダが互いに対立、衝突、協力するという、いわゆるトレイド・オフの関係にある者のス

テイクを公正に調整するその制度の運用者の信託上の義務と役割を強く求める。その制度の運用が適正に行われるようにする仕組みも複雑となる。適正な調整には、その制度の利用者の利用行動を規律・監督しなくてはならなくなる。そのとき、個々の行動・取引を示す「記録」の保存は、行動規律を公正に行うための要件となる。記録をつけ、記録を何故つけなければならないのかを知る教育により学習しつづけると、そこに、その制度にかかわる者の「社会性」がはじめて育まれる。

つまり、制度や「伝統に基く実際の、意図しないで行う習慣」Ⅱプラクティスにある真の意味、つまり、相互尊重、自己尊重Ⅱ恥の意識、相互依存（自分だけが「たかって」つまり、フリー・ライドしたり、不要に廉価にサーヴィスを利用するのは、「寄生」であり、一方的利己的依存であり、「相互依存」ではない）という重要な意味を自覚することが、社会の安定、他からの不当攻撃への不安、恐怖心の減少につながる、最も大切な「事情」である。

(二) 自敬、自律、他の尊重、それに相互扶助という、人間が「社会化」するうえで最も重要な意識を劣化させた事情には多くのものがあると思う。ここでは、わたくしの刑事法を含む法の関心を中心に若干の事情に目を向けてみよう（実は、このような目で、連載をしてきた）。(1)複雑化した社会でのアンダグラウンドとアバークラウンドの不正な連携、(2)公共基礎基盤を私的権益にする強い誘惑と傾向、(3)企業の社会責任の放擲又は忘却、(4)政府の墮落、(5)共同体と家庭の劣化、(6)規律の断片化、統一的処方の欠如、(7)規範意識の低下、(8)市場商品経済の自由の極端な展開、(9)不必要な政府の干渉による私的利権の創出、などというものが、まず、すぐに着想される。

これらについて言及し、不安定な社会を生んでいるこれらの大きな綻びを補修し、繕うに当たって、日常生活に必要なものやサーヴィスを本当に求めている「当たり前の人々」の立場を基準にしてみようと思う。その理由は、社会の大部分を構成する「当たり前の人々」から不安を少しでも取り除き、不正な攻撃への恐怖から少しでも遠ざける以外に、社会を安定させる方途は、結局は発見できない、と考えるからである。

五 各課題についての若干の考察

(一) 表の世界と裏の世界の深い連携による不正

裏の世界の特殊な行動学習、社会化の基準が表の世界に大きな影響を及ぼすと、表の世界で培って来た行為のルールのシステムは危殆に瀕する。まさに、組織犯罪の問題である。地下、裏の世界にも、特殊なルールのシステムがあり、それを強制し、制裁を課する制度もあり、また紛争解決の仕組みもある。しかし、この裏のシステムには、それによって影響を受ける通常の生活を送っている関係者の参加は保障されてはならず、そのシステムを支えるルールの仕組みを批判する方途も全く用意されていない。つまり、正当根拠は示されず、「恐怖」だけのルール強制しかそこにはない。

自由で民主的な関係者の参加を保障し、権力の墮落をチェックするためにバランスのとれた「法の支配」と似て異なる性格と構造をもつ世界がまさに、組織犯罪という裏の世界、地下の世界である。この裏の世界が表の世界と連携するのは、不正利得の入手、と不当権益の入手を目的とするからである。結局は善良な「当たり前の人々」の正当な利益の期待を害する。つまり不安と犯罪への脅威を組織犯罪は生む。犯罪は密行的に行われ、組織化されると、その密行性はより高まる。それによって、表の世界のルールのシステムを受け入れ、そこから一定の期待を正当に得ている「当たり前の人々」は害される危険に曝される。この典型が、「薬物犯罪」組織である。しかし、「薬物」とどまらないう、不正利益を計画的、反覆的に業として入手する犯罪組織の活動から「当たり前の人々」の安全を守らなければならない。

この組織犯罪の活動は様々な領域でその一端を示す。そこで、民事上の契約法や不法行為法による損害賠償等々の

制裁から、行政上の監視による規制も、刑事手続とともに利用して組織犯罪、それと裏の世界と深い連携をもつ表の世界の活動も「包括的に」規制しなくてはならなくなっている。また、そこで用いられる制裁は、不当収益や権益の剥奪でなければならない。これらの活動は、まさに不当不正な意図、計画に支えられた「歪められた」合理性により支えられ、主目的は不当収益と権益の取得に向けられたものだからである。また、そこでの体質を変質させる対策が是非とも必要となる。したがって、そこで科す刑罰の内容は、自然人に対するものとは異ったものとならざるをえない。さらに、きわめて組織的で密行的な意思決定の過程を解明できる、伝統的手法とは異った調査、捜査の方法が要求される。今日の重要な社会問題の一つである表と裏の組織の連携が、「当たり前の人々」にとって大きな不安の理由であれば、その不安を減少するには、新たな方策を提案し、活用せざるをえない。

(二) 「公共基礎基盤を私的権益にする強い誘惑の傾向」から生ずる不安は、まさに「フリー・ライド」の問題に由来する。社会インフラの創設、運用、監督にチェック・アンド・バランスの方策が働かないときに、まさに過剰な政府規制がみられる。その規制権限は、それを自己に有利に行使して貰うという大きな誘惑を生む。その有利さが経済的利益であるときの誘惑は、経済的富を大きな評価基準とする社会では、いやというほど高まる。「正直者が馬鹿をみる」との見方が一般化すれば、そこには、公共全体に公正に開き、ニードに従った配分を行うという、実体上及び手続上の公正さの双方を大きく害する。そうすると、人々の相互尊重、尊敬を基礎とする「長い目でみた」安定と安心をもたらず目的で創設された基礎的社会基盤についての信用は大きく低下する。今の日本の金融システム、金融インフラへの不信はその典型である。

ここでも、このインフラを正しく運用し、手続上及び実体上の公正さを保障していることを公衆に明らかにする方策、いわゆる透明性の向上の方策が要求される。記録作成義務、保管と開示義務の法定、記録改ざん、記録不作成への制裁が要求される。また、このインフラ運用者の行動基準、倫理基準を明定し、その基準違反を懲戒事由とするな

り、「賄賂」の受供与を大きく推定、限定させる事由とするなどの行政上、刑事上の包括的な対策が要求される。

(三) 企業は、その周辺に多くの相互にトレード・オフの関係にあるステイク・ホルダーを抱えている。私企業であっても、一種の公共財であるといわれるのは、そのためである。その運営者の信託上の義務は大きい。運営・経営者の名声・高収入を確保するために、多くの周辺ステイク・ホルダーへの有害なスピル・オーバー活動への誘惑が多い。とりわけ、住民の安心の基盤である家庭や近隣共同体の周辺事情を劣化する活動への誘惑は、意識的反対を受けにくいので、大きい。家庭や近隣共同体の構成員の安心は、今日では大きく掘り崩され、また、戦後の日本では「古臭いもの」とされてきたために、企業や組合等のように「組織化」され「連帯」されにくいからである。しかし、実は、この家庭と近隣共同体にこそ、長いこと営まれてきた「当たり前の人々」の大切な生活(命)活動が展開されているのである。

企業統治の課題は、したがって、きわめて重要性を強めている。この課題も、立法・行政、司法、民事・行政、刑事の全分野が力を合わせて、包括的・総合的に取り組むべきものとなっている。

(四) 政府の墮落には二側面がある。一つは権限を保有している者のその権限の恣意的利用の側面であり、もう一つの側面は、政府に依存し、過剰な依存をする住民の側が生み出す墮落である。極端な集権化の是正の他に、極端な分権化による機能不全にも十分な配慮が必要となる。過剰な依存は、賄賂罪を誘発し、権限の恣意的利用は制度疲労や制度欠かんの原因となる。政府は、多様なニードをもつ国民という名の相互に対立する「寄託者」に公正にサービスを提供する「信託上」の義務を負う。本当に必要なものを求める「当たり前前住民」にバランスよく対応することが、政府の墮落(制度疲労“system failure theses”と過剰依存“state overload theses”)に真剣に直面する、いわゆる行政改革の眼目であろう。

住民の不安を除去するには基本的な規制撤廃などで済むものではない。ここでも、事前規制相当の活動と、事後規

制（つまり規制撤廃）相当の活動と、完全自由化の活動に区分して行政、刑事双方の手法で対処すべき課題が見える。

(五) 共同体と家庭の劣化

共同体と家庭は子供が成長する、つまり徐々に段階的に社会化する最も重要な「領域」である。合理的で人為的な性格よりも、第二の自然といわれるほどの「個別性」をもつ領域、つまり、実は最も自律性の要求の強い領域である。ここで全国又は地球規模で妥当する行動基準と規律と制裁を用意することは、全く愚かなことである。各家庭、各共同体の個別領域と自律を前提にしながら、広域な社会と共存できる住民を育成する政策が強く要求される。また、自律性による安定の維持のためには、自律性を大きく削ぐフォーマルな対策は、最後の依り所としなければならない領域である。インフォーマルな調停、制裁の余地が広められる必要も高い。

他方で、家庭と共同体は、インフォーマルな方策で長く維持されてきたために、外部からの強力な影響にはとても脆弱な領域でもある。まだ、社会化されてはいない子供と他人の助力を別な意味で強く求める超高齢者も抱えている領域である。子供にとっては、「第二の子宮」とまで言われる領域である。フレジブルなものは、大いに気を配って扱わなくてはならない。公式の刑事法執行は、そこではあまりの「激薬」であり、「衝撃」でもある。

共同体を構成するだけ多くの人々が、あまり目立たずに、「バランスのとれた自律」に広く協力することが求められる。その意味で、裁判所に全少年事件を送致する現行の制度には、過剰介入の弱点がある。凶悪犯罪は別にし、まだ社会化が十分でない子供への対処は慎重でなければならない。だが、他方、「社会化」とは規範意識を身につけることに他ならないので、家庭や共同体を安心のできる領域に保つために、他の構成員との共存に必要な、他の構成員の大切な価値、共同体自体を存続させていく価値を自覚させる方策、措置は重要である。補導・相談・カウンセリング、共同体への参加誘導等々に通ずる多くの民間の協力、行政施策を展開できる、まさに「ネットワーク」が要

求される。

外国人との共存も、今では大きな課題となってきた。共存できる可能性の高い外国人の一定割合だけを入国させる「資格」基準を明確にすべき時期に来ている。不法入国者は就労の機会を失い、所得の期待が大きく低下すれば、犯罪に出たりする誘惑に駆られるのは当然である。また、このような「絶望した外国人」を手先に大がかりな組織的犯罪を計画することも出てくる。そこで、密入国者の強制送還は迅速に行ない、密入国組織には徹底的に対応すべきである。だが、滞在期間を経過したのち、他の住民と安全に共存できる条件を具備した者の強制退去は、あまり賢明な方策とは考えられない。この措置を受けると大半の外国人が日本の法執行機関に協力せずに、その外国人の母国人の組織犯罪に助力を求める機会が増加することも、多くの国がすでに経験してきているところだからである。密入国組織や密入国者への対処は迅速且つ厳格に、長期滞在者やオーヴァ・ステイの外国人には慎重且つ親切にといった、程度を変え、質の異った対応が求められる。そのための情報を入手し、善良な外国人居住者に手助けするためには、外国人が外国人と親しい、両国語を理解する民間人の活用と外国人と共存している共同体の構成員の協力を欠くべきではない。法執行機関への民間人の利用は重要な課題の一つだろう。

規範意識の課題に戻れば、凶悪犯罪少年については、被害者や共同体存続の価値を住民と政府が全員で、加害者とともに確認し合う「儀式」は欠いてはならない。一旦、正式手続に乗せた凶悪犯罪事件については、被害者、共同体、家庭、政府全体が加わった、対論・ダイアログの中で、凶悪犯罪で正式の手続に入った少年の行為の正確な「事実認定」と「背景事情」についての知識を「共有」しなくてはならない。単独の裁判官と裁判所調査官と、少年側の弁護人だけで、このような「共有」は全くできない相談である。凶悪犯罪については、絶対に共同体全体での正確なその犯行についての知識を共有しなくてはならない。処遇も、犯行の質により、害された被害者や共同体の価値を自覚し、確認できるような「個別化」された質の濃い内容でなければならないであろう。健全な共同体、子供の社会化に

周到な配慮をする共同体のなかでしか、子供は社会化され、成人して自己の役割を自律して発揮することはできない。これらの点を考えると、現行少年法は、まさにシステム疲労をきたし、過剰な役割を負いすぎているというのが正確なようである。現行少年法の模範とされた米国の一州の少年法制の下では、第二次移民の子供の「ならず者」行為をとらえ、その子供を全く別の環境に移す意味もあったと思われる。

(六) 規律の断片化と統一的処方の欠如

ここで、想起されるのは、オウム真理教のサティアンと呼ばれた建物が所在した山梨県上九一色村での、オウム真理教に対する対策の不十分さである。

刑事事件の捜査・警察活動について、都道府県警察ごとの自治体制を採用し、広域に影響を及ぼす可能性をもつ犯罪活動については、十分な対策能力をもつ自治体の警察、具体的には警視庁が出勤すると効果的であるが、警視庁が管轄する東京都自体に具体的な影響が生じないかぎり、警視庁の出勤は法律上許されていなかった。(今では警察法の改正で、これは可能とはなった)。そのため、東京都民、具体的には仮谷さんがサティアンに逮捕・監禁され、場合によつては、そこで殺害されたとの相当な理由が具備するまで捜査の進捗は、はかばかしくなかった。警察があまり中絶し兼ねないので妥当ではない。だが、ある道府県警察がその能力の限界を超えた犯罪や災害に直面した際に、能力を具備した他の都道府県警察本部の助力を受け、共助できる措置を、一定の法定条件の下で許すことは必要であろう。地方による犯罪統治の伝統をもつUK(連合王国・イギリス)では、各地方の警察本部長は、内務省(ホーム・オフィス)から独立性を認められ、身分保障があることが、(不文)憲法の原理となっている。犯罪統治の関心の中心が住民の安全にあるのが原理だとこの前提に立つリパブリカニズムの立場からは、そう簡単に中央集権警察の制度をよいものとは言えない。しかし、その地方の警察つまり住民の安全に責任を負う最終意思決定機関の要請により、他の警察

本部に助力、共助を一定の条件の下で認めなければ、大きな犯罪勢力に善良な住民が構成する共同体はその安定の基礎を脅かされる。限界を超えた分割化 compartmentalism は、一定の社会制度、施設に与えられた役割を果たすのに障碍となる。縦割行政、縦割法執行の弊害といわれるものの典型である。

具体的な説明に少し入ろう。上九一色村一帯は富士山麓の火山岩で周囲を囲まれた特別な地域である。磁力に強い影響があるため、無線による連絡が著しく困難な地域であった。しかも、公衆電話の敷設も十分ではなかった。衛星を利用する通信施設もない。サティアンに自ら望んで入居した信者も、また強制的にサティアン内に拉致された人々も、サティアンの周囲の環境とサティアン内で居住している人々の実態を目撃してつぶさに通報したり、映像で送信するにも、電波障碍がある。サティアンを周囲に抱えた上九一色村の住民の不安とサティアン内で、不安な生活を送っていた人々の絶望感を減するための連絡方法は、まさに皆無であった。わたしも数回、サティアンを事件発生前と後に訪ねたが、サティアンの建物は、事件発生後にテレビが映し出した映像より、はるかに工場や倉庫のようで、その中で、十分な共同生活を営むことのできるような状況にはなかったことを目撃している。また、サティアンに出入りする「信者」の多くの人々の、実に寒々とし、弱々しげな態度を多く目撃した。しかし、これらの実像は、テレビ報道や新聞報道では映し出されなかった。警視庁の衛星利用通信装置が用いられることになり、おそらくサティアンをめぐる情報は、現実には即したものとなったと思われる。この点でも、山梨県警本部の力量では、サティアンの実態を把握し、連絡する態勢は不十分であった。

サティアンという建物は、けつして工場や倉庫の施設として建築申請され建築許可が下ったものではない。冬季に相当に寒冷さを感じる上九一色村で、通常の人々が共同して生活するには、住居として、およそ不十分なものとしか目に映らなかった。また、サティアンの周囲には、多くの建築機材や何か工作物を製造したのに用いた残滓のような粗

大ゴミが放置され、サティアン周辺の周辺や中庭には、住人が自然を楽しむ庭や樹木はほとんど皆無であった。子供が相当多く共に生活していると、住民から説明を受けたが、子供が楽しく、互いに遊ぶ空間や施設や雰囲気は皆無であった。こういった環境下で、子供の教育の機会も含めて、多くの信者が共同生活を通常に営まれるはずは、およそ、ありえないという状態は、そこに実際に、二、三度歩を運んで、自分の目と耳で体験した者には判明した。

建築確認は、十分に行われたのだろうか。

建築申請どおりに建築されているか否かの立ち入り検査は行われたのだろうか。とりわけ、上述した環境にあること、外観上、居住に適していないとの不審を抱くような状態を体験した場合には、山梨県には、立ち入り検査を行う正当事由と権限があったはずである。

また、何か、大きな化学又は機械作業を行っていることを示す、作業結果出る粗大ゴミや工作の残滓がサティアンの周辺に大量に放置されていた事実も、すぐに明らかになる状況にあった。これを知れば、防火立入検査の正当根拠も存在していたはずである。

何故、山梨県は、共同体の生活を安定させる目的上必要な、住環境調査や防火目的の立ち入り検査を行わなかったのだろうか。

このような共同体の安全と共同体の構成員相互の相互尊重と相互扶助を支える目的の行政措置は、何も宗教活動や政治活動や文化活動を妨害するものではない。

個人や家庭、企業施設等々は、それぞれ、その構成員の自律に相応わしい独立し、他から正当根拠を欠く干渉を受けない「自治」「アウトノミー」又は「サンクチュアリー」を保持している。しかし、また、その一方で、個人や、家庭や企業体や宗教施設や工場施設等は、それと隣接する他の近隣共同体全体と相互依存の関係にある。わたしは、そこで、これらの関係を「相対的」自律・自治・独立と表現したり、「領域」との相対主権関係」と表現したりしてきた。この

自律・自治・独立・サンクチュアリー・主権をそれぞれプライベートという概念で示すことも、一部では行うことができる。自律や主権は、その果たす「作用・機能」によって示されるものであり、その作用や機能が、それより広い、高次の自律や主権の要請や、その作用や機能の影響を受ける対等の自律や独立性を認められる、共存している社会の縦横、上下の関係にある広狭の共同体又は社会で「受け容れられ」「受容される」範囲内で「正統性」legitimacyをもち、そうだからこそ、多種、多層の自治や自律を一定限度で「相対的」にも、「単位」や「領域」にも、それらの単位や領域を構成する集団や個人の、あるいは共通し、あるいは相対立する「ステイク」の間にバランスを保つ調整機関が必要となり、その調整を正当化する事由が法定され、概念化されるのである。国民国家において頂点に立つ国家政府「統治機構」にも「絶対」の最高権限がなく、多くのステイクの調整と強化の権限が相対的に与えられ、それは「信託」上の責務と一般には表現される。他方、個人や近隣共同体や、そのなかにある施設や小さな共同体も、共同体より広がりのある「社会」にも、「絶対的」な自律や自治や自由は、認められない。「絶対的な」政府が、それを認めないのでない。むしろ、相対的な権限と信託責任も果たすために用いられる政府だからこそ、個人や家庭や共同体に「絶対」的な自律や自由を認めないのである。また、他の個人、近隣共同体やその構成員等々も、このような「絶対的」主権や自律性を、けっして受容しない。

このような、自律、自治、自由と相互扶助、相互尊敬の関係において重要な視点は、自律や自治や自由のもつ「内容」、それが含む「ニード」であり、そのニードの性質によって相互関係は変化する。まさにニードの機能により、社会関係は変化する。この社会規律の関係が、多くのニードを求める領域や単位の間で、ほどほどに調整されているときに、その社会の規律は、多くのトレイド・オフの関係にある単位や領域やそれにかかわる構成員の多くによって「受容」され、承認され、正統性をはじめて入手するのである、と考える。

この受容態度を支える「文化」生活意識が、洗練された法実証主義によれば、第二次ルールを支える意識と呼ばれ、

リパブリカニズムやコミュニティリアニズムでは、集合意識と呼ばれたり、自然法論等の下では、「道徳」のセンス、道徳意識と呼ばれるものであろう。

ともかく、そのような意識と平衡感覚と地方政府の信託義務を遵守する態度に欠けた山梨県の不作為、義務不履行、懈怠が、オウム真理教の文化体質をあまりにも、自分勝手、放縦にさせた周辺事情の一つとなったことは確かである。住民登録申請の不自然さ、住民登録をしない者の居住の事実等々からも、サティアンの異常さの情報は得られたはずである。

山梨県がこれらの地方政府としての役割を果たすのには、内部のパートナシップの関係が重要となる。また、地方政府である山梨県が、与えられた、正統性を維持し確得する信託上の義務を果たしうるような、独立した能力をもち、活動できるように、中央政府は助力するパートナシップの関係に立つ義務を負う。

さらに、山梨県は、上九一色村の村民と緊密な連絡をとり、警察・生活の安全を役割とする機関や自然や人的災害から住民を守る「消防」の組織と十分なパートナ関係、互助関係を維持する責務がある。また児童・生徒の教育に責任をもつ学校ともパートナ関係を保つ責務がある。条例や法の「明文」に定められたところを依り所にしつつも、それぞれの主権や権限、自治、自律、自由の「正統性」を維持するには、「何が要求されているのか」を判断し、要求に従った措置を採ることが、「信託義務を政府に課す」リパブリカニズムの社会契約論（日本国憲法がこの立場に立っている）から求められるのである。法の文言は法の政策的や趣旨を理解するのに極めて重要である。他方、文言は概念や政策目標を完全に示す能力を十全には備えていないことも真理の一つである。法の「正統性」、別言すれば、集団意識により受容される措置を採ったり、一定の行為を差し控えることが、多様な領域や単位の多層的な「相対的」主権や自律、自治、自由から要求される。

このことが、より判然となるのは、家庭や近隣共同体のように、「自然」に生活することから当然多種、雑多なニ-

ドが錯綜しつつ表われる領域である。固有の家庭や近隣共同体のなかで、人間は人間として生活し生命活動を営む。まさに、人間の全部がそこでは他者と自己の間にかかわる。この人間の機能のうち、分離して、普遍化し、商品化し、産業化できるものも多いが、中核は家庭や近隣共同体での、善いも悪いも含めた、あらゆる「五官による相互接触」が、ヒトを人間にさせる「きっかけ」であり、最も重要な要素である。

普遍化することができ、一般化できる機能にだけ着目して、定まった普遍基準で効率を求め、系列化を求め、階層性を求める、統治、規律の分断、断片化 compartmentalism には、元々大きな「限界」がある。普遍基準や地球規模基準が強調されると、却って地域性とその文化の独立性が地方で強く誘発されるのは、ヒトが人間であり、ヒトがそれぞれの風土や風景や伝統や集団意識の中で人間となってきたものであるかぎり、当然のことだろう。国際化が、地方化、地方対立の問題を呼び起すのは、人間生活がかかわっているからであり、同一問題のコインの両面を示していると、わたしには映る。

ともかく、オウム真理教の事件は、このように、断片処理や統合調整不足や法の文言中心の法運用の欠点を如実に示した。逆にいえば、共助・パートナシップ、情報の多様な共同体や社会成員の共存、安全を害する情報の慎重な扱い、の欠けたところに「安心」や「安全」のないこと、しかも「当たり前の普通の人々」を不安にさせるという教訓を残している。

つぎに、最近の神戸市須磨の少年によるより弱い者の殺害事件、奈良の少女拉致殺人事件も、多くの教訓を残した。双方に共通するのは、分業化、個性化、差別化、商品化の要素の強い、健全十全な人間の「社会化」からみれば、特殊な社会化、悪く言えば、逸脱行動を良しとする都市社会文化と、協力、共助、協調、非金銭性を求める伝統的社会文化との境界領域で、このような事件が発生しているという教訓である。とくに、アメリカにならった郊外型の排他性の強い、他人への無関心の強い開発型住宅地域での犯罪であった須磨の事件の教訓は大きい。ここで安全を目的と

する法執行、とくにポリス・スラックとの関係での教訓は、交番のあり方に問題を投げかけた点であり、スローガンの看板の多さが、却って本当の人間全体の尊重と接触を欠かせる誘引となった点であると思う。

このような人間関係の稀薄な地域、それぞれの個人や家庭が、自分流の他を排する目的や目標(例えば、「東大通り」「灘中・高通り」の名称に象徴され、また、企業や社会での自分の出世目標、その近隣共同体に共通しない、自分だけの目標が家族や個人の全体を覆う現象)の強いところでは、「コミュニティ・センタ」のようなものを留意して、その近隣共同体に共通する集団意識をできるだけ着実に育むことが必要であると思う。このセンタから情報が「口コミ」で広がり、不必要に個人や家庭に干渉しないが、それぞれの個人や家庭が相互に交流し、コミュニケーションでできるだけの情報が自然に広がることは重要だと思う。それで、はじめて、その地域での「仲間意識」つまり集団意識が生まれ、それぞれの役割を自覚し、社会化し、新興開発地は、はじめて「人間」となった者同士の「住まい」の地域となるものだと思う。看板は、むしろ情報のそのような伝達を妨げる。また、交番の一人勤務や、長期間、「空交番」となる派出所が、この地域に多かったことも、大きな問題の一つだと、わたしには映った。「交番」の従来型は、伝統的な日本の社会では、大きな役割を果たした。個性化、排他性、特殊化、差別化を一人で又はごく少数のグループで求めるような傾向が強くなった今日の日本では、このような傾向が極端となったアメリカのデトロイト等で開発した「コミュニティ・センタ」などをモデルに日本型のもを用意する必要があるように思われる。コミュニティ・センタでは、人間生活にかかわる、あらゆる問題についての情報が集まる。ゲイト・キーパーとしての警察官が、ここで得た情報や、犯罪等の危険情報を、法執行を害さない限度で、民間の協力者の協力を得て広めるのに役に立つだろう。そこで入手し、分析した結果、問題がある場合に、啓発活動を行い、関係する諸政府、民間の人々と情報を共有しつつ、それぞれの役割を探り当てるのが重要となってきたと思う。

(七) 規範意識の低下

産業化とか、近代化とか経済成長とかといった確固たる目標が集団全体の共通意識であった時代、つまり、まさに産業化に着手した当初の時期、前近代と人々が意識する社会から近代と意識できる社会に離陸しはじめた段階、経済的貧窮からの脱却期には、相当に「漠然」とした目標であっても、集団意識として広く人々に共有される時期がある。そのときには、その目標に適合する行為を定める「規範」を遵守する意識は強まっていた。

しかし、そのような目標が確たるものでなくなり、将来の目標が弱まると、良く言えば規範の多様化、サブカルチャーの基準への大幅な傾斜傾向がみられるようになる。このような規範意識の低下が一定の時期に広くみられることは、われわれの歴史の教えるところである。今日はまさに、そのような時期に当たるとみることもできよう。

このような時期こそ、本当に大きな目標よりも、より身近な者の間の結びつきと愛着(情)が求められる。他人に認められない自己、自己を支える自己の帰属する家族や共同体の全体意識への尊敬、自敬、他人との連帯感、他人の共同体を支え、それに貢献していることへの尊敬、これらの意識が、幼児期から徐々に育まれ、培われることによって、はじめてヒトは人間になる。佛教でいう、自己の人間としての役割を自覚する「無我」「自未得度先度佗(他)」「愛語」「利(他)行」「不違同時」が、ヒトを人間にするというのと、近代西欧人が、「社会化」の重要性を説くところとは、大いに共通するものがある。

他人に先がけて、さらには他を犠牲にして利得する利己主義は、他人との愛着を否定し、他人を無視し、他と連帯しない、砂を噛むような個人のアトム化と、人間の利他行をほぼすべて利得目的の「商品化」にする。ここまで来ると、人間は単なるヒトに劣化する。ニードへの配慮は、上からの恩恵の付与であり、劣者に劣等感を生み、自教の念を失わせる。

無視され、害され、他を犠牲にして、他のニードを全く省ずに、利得だけを求め、連帯を破壊する現象の表現形式は、時代とともに、また社会のあり方とともに同一ではない。

今まで採り上げてきた多くの他を犠牲にして利益を得る活動——組織犯罪、企業犯罪、環境破壊、子供の間のいじめ等々——は、まさに、ここに示した「不正」の表現である。

自己利得活動の弊害は他人にあまり気付かれることなく、一見他人の財産的豊かさが、国民の置かれている世界での評価を高めるようにみえる「成果」を生んできた、産業化と組織化と覇権への欲求は、まさに、大は国家、さらには国家の連合、小は、四、五人のギャングにいたるまで、「組織」「仲間」の形成の中で増殖されてきた。他を犠牲にして、組織の利得に役立ち、人々の連帯を実は大きく掘り崩す活動は、組織内では高く評価されていく。

ここに、「人間」の意識の中で育てられてきた「人間化」「社会化」のための要件となる「規範意識」は劣化をみせる。劣化をみせるのを超えて、他を犠牲にして利得をうる「組織」のなかでは、「人間」社会での規範意識とは異り、それに逆行する「特殊な」規範（不正）意識と、特殊な社会化意識を生み出す。

少年非行、少年虐待、他性の軽視、家庭内暴力、性犯罪、薬物犯罪等を通して、反覆的、継続的に業として行われる、他を害しつつ利得する「組織犯罪」は、このような、「逆社会化」の「特殊な社会化」意識を生み、人間の連帯、「当たり前の人々の連帯」、相互尊重、相互扶助、自敬の意識、恥の意識を破壊し、「人間社会」の真の基礎を破壊する活動である。

我々の社会には、相互共存を支える意識、社会化の意識を培う組織と、それを根本から破壊する組織がある。組織のあり方と、共同体意識、相互連帯意識を破壊する活動の態様は実に様々である。法によって一定の「不正」を定義すれば、そこに「抜け道」を見つけて次の不正な活動態様をとる。そこで、「組織」を定義して、それを抑制する政策選択は愚かなことになる。「自然」人を定義して、一定の人だけを抑圧する法などは歴史上ほとんどなかった。

むしろ、組織が反覆し、継続的に、業として、他を犠牲にして、フリーライドとして利得をうる活動を統治、規制して、社会の重要なインフラを信じて生活している「当たり前の人々」の生活様式を維持し、安心を与え、不安を除

去することが、今日要求されているのである。組織犯罪対策は、「組織」の定義から出発すべきではない。それでは、貴重な「組織」と「不正」な組織を同一視することに通じ、全ての「組織」の抑圧に通じかねない。

英語で、「Enterprise」というのは、「業として」活動することを意味し、「Pattern」というのは、計画を樹て、反覆した活動することを意味する。企図・計画が成功し、若干永続するには、複数人の共謀、共同計画が要件となる。このように、「組織犯罪」対策立法は、正しい、貴重な、人間が永い歴史のなかで培ってきた「社会化」と共同体意識の基礎を大きく掘り崩す危険から「人間」の生活を安定させる目的に出るものである。

ヒトが人間となるのに必要な、通常の、哺乳類に比べてより、成人に達するのにはるかに長い期間を要する「社会化」、自敬、他人の尊厳の保障と相互扶助、相互連帯の意識を育てる経過とそれを支える重要な社会基盤が、今まさに危殆に瀕しているからこそ、それを回帰させる努力が拂われている。組織のもつ特殊な社会化の要求の脅威と不安を前にして、世界の多くの人々と諸国は、組織犯罪対策法の制定に離陸したのである。

既存の組織が、自敬、相互扶助、相互尊敬、他人の尊厳の保障を害するような、「逆の」社会化、つまり、構成員の自敬を否定し、自律と自治を完全に否定し、掘り崩す時代、これに対抗することがまさに古典近代の出発点であった。この時代には、個の不当な共同体の連帯強化の意識、つまり共同体道徳から解放することが求められた。この時期の法の理論にあつては、したがって、硬い法実証主義が要求され、不当といえるまで、道徳心、共同体意識は法を支える基礎から外された。今や「組織」が、ヒトを人間化するに必要な共同体化、社会化の基礎を破壊する時代を迎えている。この時代には、法実証主義も、人に行方を命じ、禁止する第一次法原則だけでなく、それより超えて、その第一次法原則を共同体が受容する第二次法原則が重要とされるにいたっている。また、実定法を支える「道徳」のセンスの重要性が求められている。ナチや社会主義、専制の支配の下で、国家意識や国民意識を強調することは「ヒト」を人間化する要求に反することになる。法哲学や法の一般理論はこのように、その時代や社会の内容（性質）によつ

て、強調し、問題とする要素を変えるものである。

ヒトを人間にするプロセスのうち最も重要な要件は、家庭と近隣共同体の集合意識である。

この意味で、家庭と共同体とその構成員を社会化するように仕向けるインフラと周辺事情を支える政策が今こそ重要視されるのだと思う。都市計画、それも日常生活のニードが徒歩で入手できる範囲で、ほぼ充足されるような共同体を作る都市計画、学校や塾にだけ子供を封じ込めない政策、子供が伸び伸びと連帯感とルールを身につけることのできる「遊びの空間」（公園や広場）を交通事故の危険や、いじめや誘拐の危険から遠ざけて用意する政策、逆社会意識を育てかねない「仲間」の解散、暴力団等からの誘いの断絶等に、警察がゲイトキーパーになりつつ、地域全体が十分に目を届けさせるための政策等々の実現に税金が投入されなくてはならないほどになっていることを自覚すべきではなからうか。

(八) 市場商品経済の自由な極端な展開

経済成長や経済の富の見地から、誰か人損をしなければ、他の者が利益を受ける状態を良しとする。ペレート・スーペリアの基準は、「教育」とか、「社会化」とか、「医療」とか「住環境」とか「日常の食生活」とかいった、基本的な「ニード」によって、財貨やサービスが配分されることが、社会や共同体全体の連帯を強化する「正義」の要求が働く分野では強調されるべきではない。

まさに、今日では、少くともシヴィル・ミニマム又はナショナルミニマムが要求される分野では、ニードに従った財やサービスの配分が求められる。

だが、教育については教育産業が、医療についてはとりわけ薬事産業が、住宅については住宅産業が、商業化のしるぎを削っている。しかも、汚ない資金が洗浄されれば、マネーとして普遍性をもつと同様に、教育・医療・住宅等の国民の安定した生活のミニマム基準を支えるニードも、金融機関からの融資や金融機関への預金等を経ると普

遍性をもつマネーの性格上、より金融上の効率の高いところに流れてしまう。あまり、普遍性の高い金融市場での合理性や効率性の基準に合わせると、特別な個別化されたニードに十分に対応できなくなってきた。これらのニードの高い分野の相対的な独立の維持を図る「領域化」を政策的に配慮しないと「必要なものが配分」されない結果となるだろう。

「生活上の安全」もまたニードの最も強い分野である。これらの分野を、財政効率の高さだけで計る経済理論に立脚する「市場の論理」に委ねるのは適切ではなく、それに限界を設定する必要は高い。「全てを市場に聞く」との立場は偏り過ぎている。

(九) 不必要な政府の干渉の弊害

不必要な政府の干渉が利権を創出し、それが腐敗と汚職の源泉となる機会を高めることは、いまさら指摘するまでもなからう。ところで、若干、この点に関する日本の政府活動にまつわる状況に言及しておきたい。日本は憲法上議院内閣制をとっている。したがって与党の党首が原則として総理となり、各大臣を任命し、その大臣が、野党の議員の構成する「影の内閣」の大臣と直接に政策論争を議会の本会議で完全公開で行うというイギリス流の意思決定に従って法律や予算を制定するプロセスを用意しているはずである。少くとも憲法上はそうである。

議会の与党と野党の議員により構成される政策集団が責任をもつことがその前提となる。

これに対し、米国の大統領制の下では、議会の与党が大統領を出すとはかぎらない。むしろ米国民は、議会の多数党と大統領の出身政党を異にする選択を多くしてきた。ここに、チェック・アンド・バランスの原理が、議会と行政府の間に発生する。米国では合衆国議会が、常任委員会を中心に、議会や議会の委員会にさらには議員の選定した政策スタッフが議会での多数党と少数党の政策を交換し合って、議会の意思を法律の形式で示す。この議会の決定が原則として法律となり、行政府の長の大統領には大統領拒否権が与えられている。その拒否権を議会がさら

に議決で覆えすと、議会の意思が法律となる。

イギリスでは、議会の常設委員会が行政府の長である首相を拘束することではなく、米国でも、議会の常設委員会が行政府の決定、つまり大統領の意思決定を直接には拘束しない。ここには、抑制と均衡が、行政府と議会の間に働いている。

ところが、日本では、議院内閣制を採用しつつ、大統領制下で用いられ、大統領府に対抗する目的で設置された議会の常設委員会がほぼ全ての行政府の政策を決定する。そのため、まさに常設委員会は、その分野での小型「行政府」の役割を演ずる。この他に議会の常設委員会に対応する委員会が主として与党に設けられる。この双方の委員会には行政府を構成する各省庁の公務員が資料を提供し、政策決定の「叩き台」を提供し、実際には多くの場合、議会や与党の委員会の意思決定に重大な影響を与える勧告相当の意見を示す。これでは、議会は「小型行政府」となり、行政府高官が、実は法律を立案、制定するのが通常となり、議会と行政府との間のチェック・アンド・バランスは働かない。それぞれの委員会は行政府の縦割りに対応するので、法の政策はすべて縦割りとなり、議会がこのように行政府省庁から大きく影響を受けた決定を総理大臣は受け入れざるを得ない。

このようにして、各行政官庁のもつ許認可権、予算決定権が、事実上議会に反映して、「利権」を創設してしまい、そこには議会と行政府との間の抑制と均衡は欠けている。

権力分立を原理とする憲法はここでは十分には生きていない。そのため議会は、よく行政省庁の「パペット」だとまで酷評されてしまう。

行政府の許認可権限の強さと、「族議員」の活躍は、実は、このような議会の常設委員会制度の過度の重視と結びついているのである。議会が独自にまた与党、野党の政策立案部門が行政官庁の助力をあまり得ずに、独立して政策を決定し、法案を提出することになれば、議会と行政府の癒着の程度は下がる。そこでは「族議員」の活動の余地も減

少するだろう。

このようにみてくると、日本の中央政府の意思決定は、あまりにも行政官庁主導になりすぎている。この弊害を少くするには、地域ごとの民間との協力を求めた、社会問題の地域ごとの「統治」の仕組みを用意することを真剣に考慮すべきテーマにしなければならない。

このように、刑事法の運用は、抽象的な刑事法の目標に従っているだけでは、意味のあるものにはならない。刻々と変化する社会に起る困難で重要な課題にタックルするには、具体的な課題を発見し、その解決策を探り、解決目標を選定して、具体性に富んだ、行政目標や共同体や社会の日常の問題解決目標に適合した、包括的な対応が要求されている。民事、行政・刑事の法分野の総合的協力、共助が、要求される。そのとき、刑事法が、どの分野で、どの程度の役割を分担すべきか、またできるのかを考慮すべきである。その意味で、法理論を、また法政策を、公と私に分割しすぎたり、つまり完全な規制か完全な市場論理化のいずれによるかという見方で検討すべきではない。と同時に、法理論と法政策を刑事法、民事法、行政法の各分野ごとに極端に断片化してはならない。法理論と法についての思考の大幅な変化が求められている。

六 エピローグ

それぞれの特徴を備え歴史背景をもった近隣共同体や地域が法運用に当たり積極的な参加の役割を果たすことが、どうして大切なのかという「ことわり」を示して締めくくりたい。

近代当初に硬い、単純な法実証主義がとられたのは封建西欧、西洋王朝の淀んだ、「ことわり」を欠いた統治に由来する無秩序を解消するとの「選択」の結果である。硬い実証主義は、国民国家の行末をどうするかを選択を個々の行

為者ではなく「部外者」の専門家集団に委ね、国家全体を尺度に計る功利＝幸福に資する行為が正義に適うのだとみる。つまり、行為功利主義は、法システムに独自の命運を懸ける個々の行為者の立場を軽視しすぎた。

王朝支配や封建制の下で抑圧された結果、利己と保身に走る規律の欠けた集団間の対立・抗争は無秩序を生み出した。そこで、部外者の立場にある官僚、役人による計画的な選択——その最たるものが彼等による立法——に委ねて、平和と秩序の確立を求めたのが、法実証主義である。

法の基本的規制に支えられた平和と秩序の下で、王朝や封建制の気紛れな統治から解放された個人と個人の連携群が自己選択の機会を与えられた。選択と意思が、ここでは高く評価された。この利己的な選択が度を越した結果、強者は優位さを利用して弱者を自分の幸福追求の「手段」にしてしまった。また、弱者の地位から抜け出すために、ルールを道具に、許されるぎりぎりの限度まで、不利な制裁を回避するために「狡猾者の手法」"badman approach"をとる者が現われた。ここでも他人を無視し、他を蹴落とす傾向を強める社会状況が生まれた。

国家全体にとって有益だと部外者が評価する幸福＝功利を追求する行為は、手段とされた者の不満と不安を焦りと嫉妬に変える。よくいえば向上心と競争心がそこでは生まれる。

不安、焦りそれに嫉妬といったマイナスを減らし、安心をもたらす目的で、ルールとくにルールの内的側面を重視し、ルールに支えられた法システムの複雑さと多様、多面性に着目する「洗練された」法実証主義が登場した。選択を重視する法概念の下で、選択のプロセスに利害関係者をできるだけ参加させ、一定の行為を禁止される者の内面的な受容を新実証主義は法の要件とした。そこで、禁止・命令の第一次ルールの他に、紛争手続を規律する第二次ルールを用意する。そこまでは前進だとしても、利害関係者を紛争解決手続に参加させることを目的とする第二次ルールにあっても、実は、その手続を通して法運用と解釈に当たる主役は専門家、役人に割り当てられるという前提がとられている。

国民や住民の関心に添う法運用と解釈を重視して、意思、選択、個人の決定を重視する法実証主義に対する対策として、専門家、役人の選択、「意思」決定に、国民や住民が共有する「ことわり」を具備する「理由づけ」を強く求める立場が登場してきた。「ことわり」「原理」を法解釈に求めたり、法の拠って立つ基本に、道徳性（公正、平等、正義、共感など）を求めるドゥオーキンやロン・フラーの立場がこれである。

法実証主義と自然法論との間には意思と「ことわり」の対立がみられる。この意思＝選択と「ことわり」を実に巧みに調整させる目論みがロウルズの正義論だといえよう。ロウルズは、自分の実際の強みも弱みも、自分を取り巻く状況についても「無知のヴェール」をまとうて自分の取る行為を選択するという、まさに仮定の原点を社会契約論に持ち込んだ。闇雲な賭けに出る人間はきわめて少なく、その結果、強者よりも弱者に有利となる選択＝意思決定がなされる。つまり、ロウルズは選択という意思を中核とする法実証主義、功利主義に立つ装いをとりながら、実は「他人の立場に立つて自分の行為を選択すべきである」「他人の立場との調整、融合を考えるべきである」という「正当化根拠」こそが選択＝意思決定にあつては決定的であるとの「ことわり」を社会契約論の中核に据えようとしているのである。法実証主義、功利主義の中核は選択と意思にあるのに対し、法の道徳的側面を強調する新自然法論やアメリカのリーガル・リアリズム、エンピリシズムのとする解釈の中核は「ことわり」「中庸」reasonablenessにあるとみる。この対立を調整するレトリックがロウルズの正義論にはみられる。

古い社会契約論が国家、政府の国民に向けた信託義務を説き、国民のコンセンサス（総意）を社会契約の要件とすること自体が、すでに実際の契約ではなく、仮定の契約、仮定の選択を前提としていることを示していた。

狡猾で力のある者の実際の選択が、正直で力の無い弱者を手段にし、社会不安をどれほど生んできたかは一九世紀末から今日までの、主として二〇世紀の歴史が十分に語り尽くしている。

全体を秩序づける選択は示されず、圧政と難民と覇権の歴史、組織による個人の手段化と抑圧、他の犠牲のうえに

計画的に利得を得る組織活動による社会不安の多発が二〇世紀の歴史である。この意思による選択の結果は「愚かである」しかも「不正」であると評価しなければならない。

アメリカで、立法、行政、裁判を含めて法解釈、法定立、法運用に当たったの意思決定に「理由づけ」を求め、形式主義と三段論法による論理に、実は政治的な選択や偏見がかくされているとする、リーガル・リアリズムが一つの伝統となっていることにも着目しなければならない。

古典近代の法実証主義と功利主義が基礎づけた法の正統性や妥当性の立場は、当然ながら変容してきていたのである。

普通の当り前の人間が、「ことわり」（日本流に言えば真心）に通じていて、「ことわり」と「真心」に従って多くの者が自己を律してきたのは何故なのだろうか。

『そうするしかないから仕方がない』とのなげやりや絶望からは何も生れない、『他人の立場に立って自分のなりを考えろ』、『先人の後姿をみて、おのずから自分の進むべき方向を決めろ』とかいった老賢人に象徴される共通（全体）意識が古来、人間の社会化の過程で育まれ、そこで安心を得ることを「ことわり」だと知る真心を当り前の人間はもっているからであらう。この「ことわり」は狡猾な人間のわきまえるところではない。

人生の「ことわり」をわきまえた普通の人間が共有する実体的価値は、たしかに個々の共同体や専門集団ごとに異なっている。つまり、普遍的で絶対的で不変な実体上の価値などというものは無い。

各共同体で共存する通常人が共有する実体的価値は相対的のものだが、その共同体では自律的に守られその価値を維持するところに人々の安心がある。多層で多様な、相対的に独立した実体的価値を共有するだけでは安心を得られなかったり、そのような実体的価値を共有することがむずかしくなっているのが現代の社会状況である。異なった独立した実体的価値を共有する別々の共同体やその構成員の間での相互理解（解釈）を可能にするのが、手続的な価値、

つまり公正、相互性、対等、相互尊重といった価値である。多層、多様な実体的価値をもつ共同体とその構成員を抱える今日の社会で手続上の公正さが正義の要件だと強くいわれるのはそのためである。

ところで、共通（全体）意識をもち、他人との融合を体得する可能性の高い人間の結びつきは、親子、夫婦、家庭、友人、それらを含む共同体である。また共通の伝承、伝説、神話を共通に解釈でき、そのための儀式を共有できる民族もそうである。このレベルの共同体のなかで、ヒトは実は徐々に様々の通過儀礼等を経て社会化され「人間」となる。つまり、このレベルの共同体での相互交渉を経て人々は共通善をわきまえる可能性をもつ。共通善の意識を欠くところに、人々の安心はない。

したがって、このレベルまでの共同体ではインフォーマルな手続きで自他の融合が可能となる和解の機会が増加する。このインフォーマルな紛争、対立の解決手続が、対立者間の相互理解（解釈）を可能にする。そこでの相互理解によって再確認されるものは、共有する本来の実体上の価値、例えば人生、身心の健全さ、人の尊厳、自他融合といった価値である。紛争の解決の真の意味は、これらの実体上の価値の対立者と共同体全員での再確認にある。

単なるルールに基づく形式的解決、制裁回避だけを求める周到さだけでは、自他融合、自他同達の自覚が重要だという「ことわり」をわきまえることはできない。部外者の目から求められる、アナキーを解消することを目的に設定されたルールのシステムだけでは、住民の安心は生まれない。

他方、共通善や全体意識を共有できないほど異なった伝統や文化をもつ共同体又はその構成員間の紛争、対立の解決には、公正さと相互性という手続上の価値を維持することが不可欠となる。この手続的公正さを要件とした対話を通して、相対的な価値をもった共同体又はその構成員が、相手と融合はできないが、平和裡に相互の違いを理解できることになる。

人間は、他と融合できる実体上の価値を共有できる共同体に帰属できる可能性のない状況下では、連帯や他者への

尊敬心や人間の尊厳に支えられた安心をえたり、真に社会化された存在とはなりえない。しかし、他方で、全体意識が育む実体上の価値は、けっしてその共同体を超越した普遍性や絶対性をもつものではないし不変なものでないことも十分に承知しなくてはならない。

今日の状況下で、最も危うくされているのは、全体、共通意識を備えた共同体の存続そのものである。この共同体の綻びを修復するのが今日の急務である。そのための法定立、法運用、法解釈、法執行が今求められている。

〈結びの章・参考文献〉

- Fuller, L., *Morality of Law* (revised edition) Yale U. Press (1969)
- Walzer, M., *Spheres of Justice*, Princeton U. Press (1983)
- Miller, D. and Walzer M. ed, *Pluralism, Justice and Equality*, Oxford U. Press (1995)
- Rawls, J., *A Theory of Justice*, Harvard U. Press (1971)
- Rawls, J., *Political Liberalism*, Columbia U. Press (1993)
- Fennis, J. ed., *Natural Law*, N. Y. U. Press (1991)
- George, R., *Making Men Moral*, Oxford Clarendon Press (1993)
- Hart, H. L. A., *The Concept of Law*, Oxford Clarendon Press revised edition (1994)
- Llewellyn, K., *The Bramble Bush*, N. Y. Oceana (1930)
- Raz, J., *The Authority of Law*, Oxford Clarendon Press (1979)
- Raz, J., *The Concept of A Legal System*, Oxford Clarendon Press (1980)

- Raz, J., *Ethics in Public Domain*, Oxford Clarendon Press (1994)
- Crawford, A., *The Local Governance of Crime*, Oxford Clarendon Press (1997)
- Bell, D., *Communitarianism and It's Critics*, Oxford Clarendon Press (1993)
- Braithwaite, J., *Crime, Shame and Reintegration*, Cambridge U. Press (1989)
- Braithwaite, J., *Inequality and Republican Criminology* in Hangan J and Peterson R. D. (eds) *Crime and Inequality*, Stranford U. Press (1995)
- Braithwaite, J. and Magford, S., *Conditions of Successful Reintegration Ceremonies: Dealing with Juvenile Offenders*, 34 *British J. Criminology* 139 (1994)
- Braithwaite, J. and Pettit, P., *Not Just Deserts: A Republican Theory of Criminal Justice*, Oxford U. Press (1990)
- Clark R. V., *Situational Crime Prevention, Theory and Practice*, 20(2) *Brit. J. of Criminology* 136 (1980)
- 〈アメリカン・ニュー・ニートンズについて〉
- Tinnings, W., *Karl Llewellyn and The Realist Movement*, U. Oklahoma Press (1985)
- Holmes, O. W., *The Common Law* (Howe M. D. ed. 1963 originally published in 1881)
- Frank, J., *Courts on Trial*, Princeton U. Press (1949)
- 〈共同体への共助について〉
- Corder, G., *A Problem-Oriented Approach to Community-Oriented policing* in Green J. & Masbrofski, S. (eds) *Community Policing: Rhetoric or Reality*, N. Y. Preager (1988)
- Goldstein, H., *Problem-Oriented Policing*, N. Y. McGraw-Hill (1990)

- Lewis D. & Salem G., Fear of Crime: Incivility and Production of A Social Problem, N. J. Transaction (1985)
- Rosenbaum, D., Community Crime Prevention, Does it Work? Decay in American Neighbourhoods, N. Y. Free Press (1990)
- Skolnick, J. & Bayley, D., The New Blue Line: Police Innoventions in Six American Cities, N. Y. Free Press (1986)
- Bayley, D., Police for Future, Oxford U. Press (1997)
- Skolnick, J. and Bayley, D., Theme and Variation in Community Policing in Tomry M. & Morris N. (eds) Crime and Justice Vol. 8, U. Chicago Press (1988)
- Skolnick, J. and Bayley, D., Community Policing: Issues and Practice Around The World, D. C. National Institute of Justice (1988)
- Troyanowicz, R. and Buquerroux, B., Community Policing, Ohio, Anderson Publ. Co. (1994)
- Dworkin, R., Law's Empire, Harvard U. Press (1986)
- Dworkin, R., Taking Rights Seriously, London, Duckworth (1977)
- ・「全体意識」感情と社会連帯について
- Durkheim, On Politics & The State, Edited by Anthony Giddens, Polity Press (1996)
- ・道元禪師について
- ・「正法眼藏」岩波文庫（衛藤即応校注）三巻：
- 「心の変化」（無我）→「現成公案」「有時」の巻

「無常即佛性」→「佛性」の巻

「同時」→「現成公案」の巻

「自未得度先度佗」→「発菩提心」の巻「菩提薩埵四攝法」の巻

「利他行（布施、愛語、利行、同時）」→「菩提薩埵四攝法」の巻

・修証義 滝谷琢宗、畔上樸仙編（明治三三年）第五章三十一節と第四章 発願利生

・高崎直道・梅原猛「古仏のまねだへ道元へ」仏教の思想一一 角川文庫ソフィア（平九）

〈著者略歴〉

あつ み とう よう
渥 美 東 洋

1935年 中国長春に出生
1955年 司法試験合格
1957年 中央大学法学部法律学科卒業
1957年 中央大学助手、途中イェール・ロースクール
客員研究員、司法修習生を兼職し、助教授を経て
1969年 中央大学法学部教授
現 在 中央大学名誉教授、法学博士

〔主要著書〕

捜査の原理（有斐閣）（1974）
刑事訴訟法・新版（有斐閣）（1982）
米国刑事判例の動向（Ⅰ～Ⅴ）（中大出版部）（1984～1998）
レッスン刑事訴訟法 上・中・下（中大出版部）（1985、1986）
刑事訴訟を考える（日本評論社）（1988）
罪と罰を考える（有斐閣）（1993）
刑事訴訟における自由と正義（有斐閣）（1994）
刑事訴訟法基本判例解説第3版（三嶺書房）（1996）

検 印
省 略

複雑社会で法をどう活かすか 定価5000円

—相互尊敬と心の平穏の回復に向かって— （本体4762円・税5%）

平成10年9月1日 初版第1刷発行

平成17年4月20日 初版第2刷発行

著 者 渥 美 東 洋

発行者 橘 英 明

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電 話 東 京 (03) 3291-1561

振 替 口 座 00120-6-196337

© 1998 Toyo Atsumi

加藤文明社・文唱堂印刷

乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。

ISBN4-8037-2002-9 C3032

事項索引

あ

愛語469
アウグスティヌス127
悪徳商法248,341
「悪人の目からみた法へのアプロ
ウチ」(badman approach by
Holmes Jr.)53
アジア的専制448
アダム・スミス123
アッバース朝68
アテインダ294,395
アテインダと血統腐敗294
アテイント294
アーデン・メイフェアー66
後 知 恵88
「あふれ出し効果」
spill over effects74
安部 英44
アムプロシアアーノ銀行150
アメリカのリーガル・リアリズム 477
アメリカン・ドゥリーム166,396
新たな財産権369
アリストテレース232,256
アルコール・煙草及び火器取締局
.....383
アントン・ピラー・インジャンク
ション314
アントン・ピラー命令315,317,
322,325,336,340,341,343,350

い

イエーガー48,49

域外適用399,400,401,408,409
イギリスのホヂスン報告331
石井進元稲川会会長413
意思決定過程214
「意思」主義101
意思の合致16
石原労働次官151
委嘱状420
委嘱状 Letter rogatory258,407
イスラーム67
磯辺律男421
依存コスト28,380
依 存 症302,357
一億犯罪人化28
一任勘定420
一任勘定取引5
伊藤専務428
伊藤元専務418
稲 川 会355,413
稲川会の石井会長153
イベリヤ半島68
イマニエル・カント90,233
インサイド取引150,184
インサイド・トレイディング 143,144
インフラストラクチュア
.....78,94,100,145,168,186
インフラの「ほころび」378

う

ウィーンの国連薬物約定409
ウィリアムズ205
ウィリアム・ペン69
ウェーバー448